

北里大学理学部放射線障害予防規程

平成10年 4月13日制定

平成13年 4月 1日改正

平成15年 7月 1日改正

平成18年 4月 1日改正

平成22年 6月28日改正

2019年 4月 1日改正

2021年 8月 1日改正

2022年 7月19日改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、北里大学理学部(以下「本学部」という。)における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの並びに放射線発生装置(以下「放射性同位元素等」という。)の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本学部の放射線施設の管理区域に立ち入るすべての者に適用する。

(用語の定義)

第3条 本規程において用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「放射線作業」とは、放射性同位元素等の使用、保管、運搬、廃棄の作業をいう。
- (2) 「業務従事者」とは、放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため、管理区域に立ち入る者で、放射線安全委員会委員長が放射線業務従事者に指定した者をいう。
- (3) 「放射線施設」とは使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。

(遵守等の義務)

第4条 業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者は、この規程の定めるところに従い、放射線障害防止に努めるほか、放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

- 2 学部長は、放射線取扱主任者が法及び本規程により行う意見具申を尊重しなければならない。
- 3 学部長は、第11条に定める放射線安全委員会が本規程により行う答申、又は意見具申を尊重しなければならない。

(他規程との関連)

第5条 放射性同位元素等の取扱いに係わる保安については、本規程で定めるほか、次に掲げる規則その他保安に関する規程の定めるところによる。

- (1) 学校法人北里研究所RI安全管理規程

(2) 北里大学相模原キャンパス防災管理規程

第2章 施設の概要

(放射性同位元素使用施設)

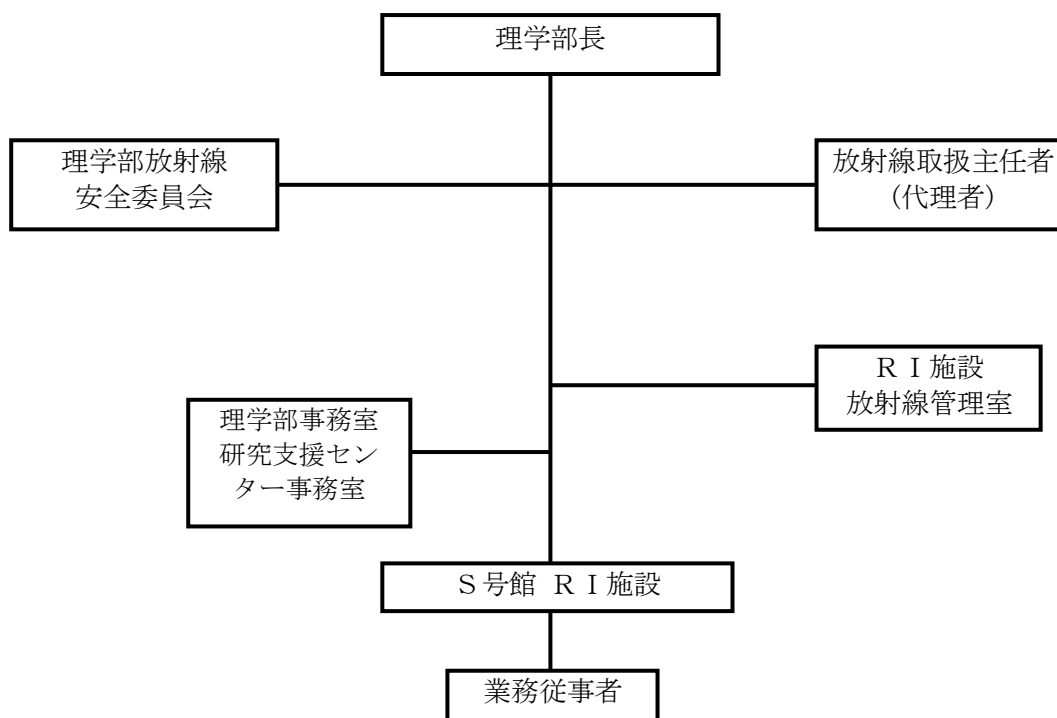
第6条 本学部放射線施設は、生物科学・物理・化学の研究及び学生実習を主として行うための施設である。

第3章 組織及び職務

(組織)

第7条 放射線取扱業務は、次の組織によるものとする。

組織



(学部長の任務)

第8条 学部長は、放射線障害に対する安全確保を図るため、次の任務を果たすものとする。

- (1) 放射線取扱主任者第一種免状を有する者の中から放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選任しなければならない。
- (2) 放射線管理室長（以下「管理室長」という。）を任命する。
- (3) 学部長は、主任者が旅行、疾病、事故等によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務を代行させるため、放射線取扱主任者第一種免状を有する者の中から主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任しなければならない。
- (4) 学部長は、代理者による1回の代行期間が30日を超える場合、代行期間を開始してから30日以内に原子力規制委員会に届け出なければならない。

(5) 学部長は、主任者に、法に基づく定期講習会を受講させなければならない。

(放射線取扱主任者の職務)

第9条 主任者は、本学部における放射線障害の発生を防止するため、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 予防規程の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 法令に基づく申請、届出、報告の審査
- (4) 立入検査等の立会い
- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
- (6) 学部長に対する意見の具申
- (7) 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査
- (8) 関係者への助言、勧告及び指示
- (9) 放射線安全委員会の開催の要求
- (10) 放射線管理室業務を総括
- (11) その他放射線障害防止に関する必要事項

(代理者の職務)

第10条 代理者は、主任者が旅行、疾病、事故等により不在となる期間中、その職務を代行しなければならない。

2 代理者は、1回の代行期間が30日を超える場合は、すみやかにその旨を学部長に届け出なければならない。

(放射線安全委員会)

第11条 放射線障害防止について必要な次の事項を企画審議するために、本学部に放射線安全委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 事故の発生、放射線の異常漏洩又は個人被ばく若しくは、職員等の健康管理上の問題点についての検討、処置及び対策に関すること。
- (2) 新しい施設若しくは設備の設置、又は核種の追加に対する安全性に関すること。
- (3) この規程に定める事項に関すること。
- (4) 業務従事者の教育についての基本的事項を決定すること。
- (5) その他放射線障害の防止に必要な事項に関すること。

2 委員会は、次の職員をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 主任者
- (3) 代理者
- (4) 放射線管理室長
- (5) 所轄事務長(以下「事務長」という。)
- (6) 研究支援センター事務室
- (7) その他学部長が必要と認めた者若干人

3 委員長は、学部長が任命する。

4 委員長は、委員会を招集し、少なくとも毎年1回これを開催する。ただし、委員長が必要と認めた

ときは、随時これを開催することができる。

- 5 研究支援センター事務室は、書記として議事録を作成する。議事録は、学部長、委員長、主任者、放射線管理室長及び事務長の承認後、放射線管理室及び研究支援センター事務室に保管する。
- 6 委員長は必要に応じて関係者を委員会に臨席させることができる。

(放射線管理室)

第12条 放射線障害の発生を防止するためと、主任者の任務及び放射線安全委員会の決定に基づく業務を円滑に遂行するために、放射線管理室（以下「管理室」という。）を置く。

(業務従事者)

第13条 放射線取扱業務に従事しようとする者は、その業務の開始の前に必要な教育及び所定の健康診断を受けるものとする。

- 2 前項の手続き終了者に委員会委員長は放射線業務従事を許可する。この許可を受けた者を「業務従事者」という。
- 3 許可を受けた業務従事者は、所定の書式により管理室に登録しなければならない。
- 4 前項の登録はその年度内に限り有効とし、さらに取扱業務を継続しようとする者は、その年度期限内に管理室に登録更新の手続きをしなければならない。
- 5 登録又は再登録されていない者は、放射線取扱業務に従事することができない。
- 6 見学等のため、一時的に管理区域に立入る者(以下「一時的立入者」という。)は、事前に主任者の許可を得なければならない。

第4章 管理区域

(管理区域)

第14条 学部長は、放射線障害の防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

- 2 管理室長は、次に定める者以外の者を、管理区域に立ち入らせてはならない。
 - (1) 業務従事者として第13条に基づき登録された者
 - (2) 見学者等で一時立入者として主任者又は管理室長が認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

第15条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること。
 - (2) 管理区域内に立ち入るときは、所定の用紙に必要事項を記入すること。
 - (3) 個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。
 - (4) 管理区域内において飲食、喫煙を行わないこと。
 - (5) 業務従事者等は、主任者又は管理室長が、放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保全を確保するための指示に従うこと。
 - (6) 一時立入者は、主任者・管理室長及び業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示、その他、施設の保全を確保するための指示に従うこと。
- 2 密封されていない放射性同位元素を取り扱う管理区域に立ち入る者は、前項のほか次の各号に掲げ

る事項を遵守しなければならない。

- (1) 専用の作業衣、作業靴、その他必要な保護具等を着用し、かつ、これらのものを着用してみだりに管理区域の外へ出ないこと。
 - (2) 放射性同位元素を体内摂取したとき、又はそのおそれがあるときは、ただちに管理室長又は主任者に連絡し、その指示に従うこと。
 - (3) 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出された場合は、管理室長に連絡するとともに、ただちに除染のための措置をとること。汚染除去が困難な場合は、主任者に連絡し、その指示に従うこと。
- 3 学部長は、管理区域の入口の目につきやすい場所に取り扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

第5章 維持及び管理

(巡視、点検)

第16条 管理室長は、別記1の項目について、定期的に放射線施設の巡視、点検を行わなければならない。

- 2 管理室長は、点検の結果、異常を認めた際は、その旨を主任者に報告しなければならない。

(自主点検)

第17条 事務長、研究支援センター事務室及び管理室長は、別記2の項目、頻度について定期的に自主点検を行わなければならない。

- 2 事務長、研究支援センター事務室及び管理室長は、自主点検の結果、異常を認めたときは、修理等必要な措置を講じなければならない。
- 3 管理室長は主任者の承認を得て、前項の実施結果を取りまとめて安全委員会を経由して、学部長に報告しなければならない。

(修理、改造)

第18条 管理室長は、放射線施設、設備、機器等について、修理、改造、除染等を行うときは、その実施計画を作成し、主任者及び、学部長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについてはこの限りではない。

- 2 学部長は、前項の承認を行おうとする際、主任者の意見を尊重し、必要に応じてその安全性、安全対策等につき委員会に諮問するものとする。
- 3 管理室長は、第1項の修理、改造、除染等を終えたときは、その結果について主任者及び学部長に報告しなければならない。

第6章 受入れ・払出し

(放射性同位元素等の受入れ)

第19条 放射性同位元素等(ただし、特定設計承認機器は除く。)の受入れについては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを禁ずる。

- (1) 原子力規制委員会の許可を受けている許可事業者からの受入れ
- (2) 原子力規制委員会に届け出た届出販売事業者からの受入れ

- (3) 原子力規制委員会に届け出た届出賃貸事業者からの受入れ
- (4) その他、関係省庁の法令に抵触しない受入れ

(放射性同位元素等の理学部からの払出し(譲渡も含む。))

第20条 放射性同位元素等(ただし、特定設計認証機器は除く。)の本理学部からの払出し(譲渡も含む。)については、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、これを禁ずる。

- (1) 原子力規制委員会の許可を得ている許可事業所への払出し
- (2) その他、関係省庁の法令に抵触しない払出し

(受入れ、払出しの許可)

第21条 第19条の受入れ、第20条の払出しの許可を受ける者は、あらかじめ所定の申請書を管理室に提出するものとする。なお、受入れに際し放射線関係法令以外の法令規制を受ける放射性同位元素等については、申請前に、放射線関係法令以外の法令規制物質の受入れ承認を行う学部内機関の承認を得るものとする。

(受入れの許可の条件)

第22条 管理室は、提出された申請書について検討し、適合している申請書について承認するものとする。なお、以下の事項に合致しない場合は、申請者に内容の変更を求めることができる。

- (1) 放射性同位元素の種類、数量、使用の目的、使用の方法と許可証との適合性。
- (2) 申請内容に基づく実験方法の取扱施設の実施時期も含めた実施可能性。
- (3) 申請内容に基づく取扱者の技術的修練度。
- (4) その他、委員会、管理室長、主任者が放射線安全管理に関して危惧する事項。

(受入れの発注)

第23条 管理室は、前条の承認を受けた申請書に基づき、第19条で定めた事業所に対し受入れの指示(発注)を行うものとする。

第7章 使 用

(放射性同位元素の使用)

第24条 放射性同位元素を使用する者は、あらかじめ所定の書式により申請書及び計画書を作成し、管理室に提出し、主任者の許可を得なければならない。

- 2 取扱業務は計画書に従って行い、方法、目的、場所、時間等に変更を要する場合は、あらかじめこの旨を記載した書面を管理室に提出し、主任者の許可を得なければならない。
- 3 主任者は、書面の提出を受けた場合、必要に応じて関係者と協議の上、計画の全部又は一部を変更させ、若しくは中止させることができる。
- 4 作業時間は計画書記載の許可時間内を原則とするが、特に必要がある場合は主任者の了解を得て、時間を延長して作業を行うことができる。
- 5 放射性同位元素を使用した者は、その都度各所定の書類にその種類、数量を記録しなければならない。

(放射性同位元素の使用の制限)

第25条 放射線施設で使用できる放射性同位元素は、許可証(原子力規制委員会)に記載された核種に限り、また、許可証に記載された数量以下とする。

2 放射性同位元素は、主任者の許可なしに管理区域以外の場所に搬出してはならない。

(放射性同位元素の使用の基準)

第26条 放射性同位元素を使用する際は、次の各号に規定する事項を厳守して、放射線による被ばく及び環境の汚染をできるだけ少なくするよう心がけなければならない。

- (1) 初めて放射性同位元素を取扱う者は、これに熟知した者の指導の下に作業をすること。
- (2) 新しい形式の作業を始める前には、原則として放射性同位元素なしで同一作業を繰り返して行い、習熟の上、本作業を行うこと。
- (3) 換気について、次の注意を守ること。
 - イ 排気設備が正常に作動していることを確認してから入室すること。
 - ロ 作業開始前に換気されていることを再確認すること。
 - ハ 事故等により換気が停止した際は、安全確認の上すみやかに管理区域より退出すること。
- (4) 放射性同位元素による汚染が、管理区域外に及ぶことを防ぐために、次の注意点を守ること。
 - イ みだりに管理区域内に物品を持込まないこと。
 - ロ 原則として、管理区域内の物品を持出さないこと。これらを持出す場合には、主任者の指示に従って汚染を完全に除去しなければならない。
 - ハ 管理区域に出入する際は、専用の作業衣、履物を脱着すること。
 - ニ 管理区域から退出する際は、身体各部、衣服、履物等の汚染の有無を検査し、表面密度限度の1/10以下であることを確かめること。これを超えている場合は主任者に連絡すること。
- (5) 放射線による体外被ばくをできるだけ少なくするために、次の注意点を守ること。
 - イ 管理区域に立入る際は、個人被ばく線量計を着用すること。
 - ロ 作業は迅速に行い、放射性同位元素を取扱う時間を短縮すること。
 - ハ 不必要な時に管理区域に立入らぬこと。
 - ニ 適当な遮蔽を行うこと。
 - ホ トング等を使用する遠隔操作により、放射性同位元素からできるだけ距離を保つこと。
 - ヘ 放射性同位元素をみだりに放置しないこと。
- (6) 放射性同位元素を体内に取り込まないために、次の注意点を守ること。
 - イ 管理区域内で飲食、喫煙、化粧等を行わないこと。
 - ロ 放射性同位元素を含む液体を吸い上げる際は、注射器、又は安全ピペット等を使用し、直接口でピペット等を吸わないこと。
 - ハ 非密封の放射性同位元素を使用する際に、必要があれば防護マスクを着用すること。
- (7) 放射性同位元素による汚染の広がりを防止するために、次の注意点を守ること。
 - イ 非密封の放射性同位元素は、原則として専用のフードの内部で取扱うこと。
 - ロ 放射性同位元素を入れた容器を、直接素手で持たないこと。
 - ハ 実験台、フードの内面等には、ビニール及びろ紙等を敷くこと。
 - ニ 作業中しばしば表面汚染の検査を行い、汚染を発見した場合は、除去、廃棄等の手段をすみやかに講ずること。

ホ 使用する器具類は、各作業毎に個別のものを使用し、使用後は除染した後、個別の専用容器に貯えること。

第8章 保 管

(放射性同位元素の保管)

第27条 放射性同位元素の保管は、管理室長の指示の下に業務従事者が放射線施設の貯蔵室にてこれを行う。ただし、使用中の放射性同位元素にあつては、業務従事者が管理室長の許可のもとに貯蔵室に保管する。

- 2 放射線施設の貯蔵室の鍵は管理室長が保管し、みだりに貸与してはならない。
- 3 管理室長は、放射線施設で使用する放射性同位元素の保管につきそれぞれの年月日、種類、数量及び化学的状态について業務従事者に記録の指示を与え、これを保管しなければならない。
- 4 貯蔵室には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。
- 5 放射性同位元素を保管した耐火性容器の移動が、安易に行えないように、措置を講ずること。
- 6 非密封放射性同位元素を貯蔵室に保管する場合は、容器の転倒、破損等を考慮し、吸収材、受皿を使用する等、貯蔵室内に汚染が拡大しないような措置を講ずること。
- 7 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

第9章 運 搬

(管理区域における運搬)

第28条 管理区域において放射性同位元素等を運搬する際は、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止、その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(事業所内における運搬)

第29条 事業所内において放射性同位元素等を運搬する際は、前条に規定する措置に加えて、次の各号に掲げる措置を講じるとともに、あらかじめ主任者の承認を受けて行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素等を収納した輸送容器は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により亀裂、破損等が生ずるおそれのないよう措置すること。
- (2) 表面汚染密度は、搬出物の表面の密度が表面汚染限度の1/10を超えないようにすること。
- (3) 線量率については、搬出物の表面において2ミリシーベルト毎時、搬出物の表面から1メートル離れた位置において100マイクロシーベルト毎時を超えないよう措置する。
- (4) 運搬経路を限定し、見張人の配置、標識等の方法により関係者以外の者の接近及び運搬車両以外の通行を制限する。
- (5) 車両で運搬する場合は、車両の速度を制限し、必要な場合には伴走車を配置する。
- (6) 監督者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせる。
- (7) 車両及び輸送容器表面に所定の標識をつける。
- (8) その他関係法令に基づき実施する。

(事業所外における運搬)

第30条 事業所外において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、主任者の承認を受けるとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

第10章 廃 棄

(放射性同位元素の廃棄)

第31条 放射線施設を使用する業務従事者は、放射性同位元素又は、汚染廃棄物を廃棄しようとする場合は、次の各号に従って、廃棄しなければならない。

- (1) 固体状の廃棄物を廃棄しようとするときは、不燃、難燃及び可燃性いずれかに区別し、それぞれ専用の固体放射性廃棄物容器に封入し、かつ、化学反応の起こらないような措置を講じたうえ、保管廃棄施設に保管廃棄すること。
- (2) 液体状の放射性廃棄物は、所定の放射能レベルに分類し、保管廃棄を行うか又は排水設備により、排水口の放射性同位元素の濃度が法令に定める濃度限度以下であることを確認して排水すること。
- (3) 気体状の放射性廃棄物を排気する際は、排気設備の排気浄化装置により、排気口における排気中の放射性同位元素の濃度が法令に定める濃度限度以下であることを確認し、排気すること。
- (4) 保管廃棄を行う場合、業務従事者は主任者の指示に従い、その放射性同位元素の種類、数量、廃棄年月日を記録し、主任者の確認を受けなければならない。

第11章 測 定

(放射線測定機器等の保守)

第32条 学部長は、安全管理に係る放射線測定機器等について、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(場所の測定)

第33条 管理室長は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を主任者に報告しなければならない。

- 2 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量、又は1センチメートル線量当量率について放射線測定器を使用して行わなければならない。
- 3 放射線施設の測定は、次の各号に従い行わなければならない。
 - (1) 放射線の量の測定は使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界及び事業所の境界について行うこと。
 - (2) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は作業室、廃棄作業室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の排水口及び管理区域境界について行うこと。
 - (3) 実施時期は取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては1月を超えない期間毎に1回行うこと。ただし、排気口又は排水口における測定は、排気又は排水の都度行うこと。
 - (4) その他、主任者が放射線障害の防止に必要と認めた場所。
- 4 次の項目について測定結果を記録し、保存しなければならない。
 - (1) 測定日時
 - (2) 測定箇所
 - (3) 測定をした者の氏名
 - (4) 放射線測定器の種類及び型式
 - (5) 測定方法
 - (6) 測定結果

5 前項の測定結果は、管理室長が5年間保存する。

(個人被ばく線量の測定)

第34条 学部長は、管理区域に立入る者に対して適切な個人被ばく線量計を着用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、個人被ばく線量計を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。
- (2) 測定は胸部(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者等に書面で申し出た者を除く女子(以下「女子」という。))にあっては腹部)について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。
- (3) 前号のほか頭部及び頸部からなる部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大腿部からなる部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分(女子にあっては腹部及び大腿部からなる部分)以外の部分である場合は当該部分についても行うこと。
- (4) 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、頸部、胸部、上腕部、腹部及び大腿部以外である場合は、第2号、及び第3号のほか当該部位についても行うこと。
- (5) 放射性同位元素を誤って摂取した場合、又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。
- (6) 測定は管理区域に立入る者について、管理区域に立入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者として主任者が認めた者については、外部被ばくの線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。
- (7) 次の項目について測定の結果を記録すること。
 - ア 測定対象者の氏名
 - イ 測定をした者の氏名
 - ウ 放射線測定器の種類及び型式
 - エ 測定方法
 - オ 測定部位及び測定結果
- (8) 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間、並びに本人の申し出により妊娠の事実を知ることとなった女子(以下「妊娠中の女子」という。)にあっては毎月1日を始期とする1月間、及び4月1日を始期とする1年間において実効線量が20mSvを越えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間毎に当該1年間を含む5年間について、当該期間毎に集計し記録すること。
- (9) 第7号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。
 - ア 算定年月日
 - イ 対象者の氏名
 - ウ 算定した者の氏名
 - エ 算定対象期間
 - オ 実効線量
 - カ 等価線量及び組織名
- (10) 前号の算定は4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を

始期とする1年間並びに妊娠中の女子にあつては毎月1日を始期とする1月間及び、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20mSvを越えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間毎に当該1年間を含む5年間について当該期間毎に行い記録すること。

- (11) 第7号から第10号の記録は、管理室長が永久保存し、記録の都度対象者に対しその写しを交付すること。

第12章 教育訓練

(教育訓練)

第35条 学部長は、初めて放射性同位元素等の取扱い業務に従事する者に対して、本予防規程の周知等を図るほか、放射線障害の防止に関する教育訓練を行わなければならない。また、主任者は、一時的に立入る者を一時立入者として承認する場合には、当該立入り者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

2 前項の規程による教育及び訓練は次の各号の定めるところによる。

(1) 実施時期は次のとおりとする。

ア 業務従事者として登録する前

イ 初めて管理区域に立入る前及び取扱等業務に従事する前

ウ 管理区域に立入った後及び取扱等業務の開始後にあつては1年を超えない期間毎

(2) 前号ア及びイについては、下記の項目及び時間数を、また、ウについては下記の項目について実施すること。

ア 放射線の人体に与える影響 30分以上

イ 放射性同位元素の安全取扱い 1時間以上

ウ 放射線障害防止に関する法令及び放射線障害予防規程 30分以上

エ その他放射線障害防止に関して必要な事項

3 前項の規程にかかわらず前項第2号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、教育及び訓練の一部を省略することができる。

第13章 健康診断

(健康診断)

第36条 学部長は、業務従事者に対し、次の各号により法に定められた健康診断を行わなければならない。

(1) 実施時期は次のとおりとする。

ア 業務従事者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前

イ 管理区域に立ち入った後にあつては1年を超えない期間ごと

(2) 健康診断は、問診及び検査又は検診とする。

(3) 問診は、次の事項について行うこと。

ア 放射線の被ばく歴の有無

イ 被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況

(4) 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただし、アからウの部位又は項目（初めて管理区域に立ち入る前の健康診断にあつては、ア及びイの部位又は項目を除く。）について

は、医師が必要と認める場合に限る。

ア 末梢血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

イ 皮膚

ウ 眼

2 学部長は、前各号の規程にかかわらず、業務従事者が次の一に該当する場合は、遅滞なくその者に
つき健康診断を行わなければならない。

(1) 放射性同位元素を誤って摂取した場合

(2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染し、その除染が困難な場合

(3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又はそのおそれのある場合

(4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて被ばくし、又はそのおそれのある場合

3 学部長は、次の各号に従い健康診断の結果を記録しなければならない。

(1) 実施年月日

(2) 対象者の氏名

(3) 健康診断を実施した医師名

(4) 健康診断の結果

(5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

4 健康診断の結果は、共通事務室が永久に保存するとともに管理室長に交付すること。また、実施の
都度記録の写しを対象者に交付しなければならない。

5 なお、放射性同位元素等の規制に関する法律以外の法で、健康診断に関する規程がある場合は、そ
の規程にも従うこととする。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第37条 学部長は、第34条第8項、若しくは第36条第1項又は第2項において異常を認めた者に対し、
主任者及び医師と協議のうえ、作業時間の短縮、停止、又は保健指導等必要な措置を講じなければな
らない。

2 前条及び前項の規程にかかわらず、主任者は業務従事者等の自覚症状の訴えをうけた場合は直ちに
学部長に上申する。学部長は、医師の診断を受けさせ、関係者に連絡するとともに、医師の診断結果
により前項の規程と同等の扱いをうけるようにしなければならない。

第14章 記帳・保存

(記帳及び保存)

第38条 管理室長は主任者の指示の下、次の各号に関する記録を確実に記帳し、その結果を主任者に報
告するとともにこれを保存しなければならない。

(1) 放射性同位元素の受入れ、払出しに関するもの

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の受入れ、払出しの年月日、及びその相手方の氏名又は名称、目的、方法及
び場所

ウ 放射性同位元素の受入れ、払出しに従事する者の氏名及び名称

(2) 放射性同位元素の使用に関するもの

ア 放射性同位元素の種類及び数量

- イ 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所
 - ウ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名及び名称
 - (3) 放射性同位元素の保管に関するもの
 - ア 放射性同位元素の種類及び数量
 - イ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
 - ウ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名及び名称
 - (4) 放射性同位元素の運搬に関するもの
 - ア 工場又は事業所の外における放射性同位元素の運搬の年月日、方法
 - イ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称、並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称
 - (5) 放射性同位元素又は放射性廃棄物の廃棄に関するもの
 - ア 放射性同位元素の種類及び数量
 - イ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所
 - ウ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名及び名称
 - (6) 放射線施設等の点検に関するもの
 - ア 点検の実施年月日
 - イ 点検結果及び改善措置の内容
 - ウ 点検を実施した者の氏名及び名称
 - (7) 第30条の教育及び訓練に関するもの
 - ア 教育及び訓練の実施年月日、項目
 - イ 教育及び訓練を受けた者の氏名及び名称
 - (8) 事故に関するもの
 - (9) 施設の測定の結果
 - (10) 個人被ばくの測定の結果
 - (11) 健康診断の結果
 - (12) その他必要と認められる事項
- 2 前項第1号から第9号までの記録は、管理室長が毎年3月31日又は事業所の廃止を伴う場合は廃止日等に閉鎖し5年間保存すること。第10号から第12号に関する記録は永久保存する。

第15章 事故又は地震・火災等災害時の措置

(事前措置)

第39条 学部長、管理室長、事務長及び研究支援センター事務室は、事故、地震・火災等による災害時に備え、事故の拡大の防止、原因の除去等に必要な機材を確保しなければならない。
また、通報連絡体制を整備し、関係者に周知徹底するものとする。

(事故、地震・火災等災害時の措置)

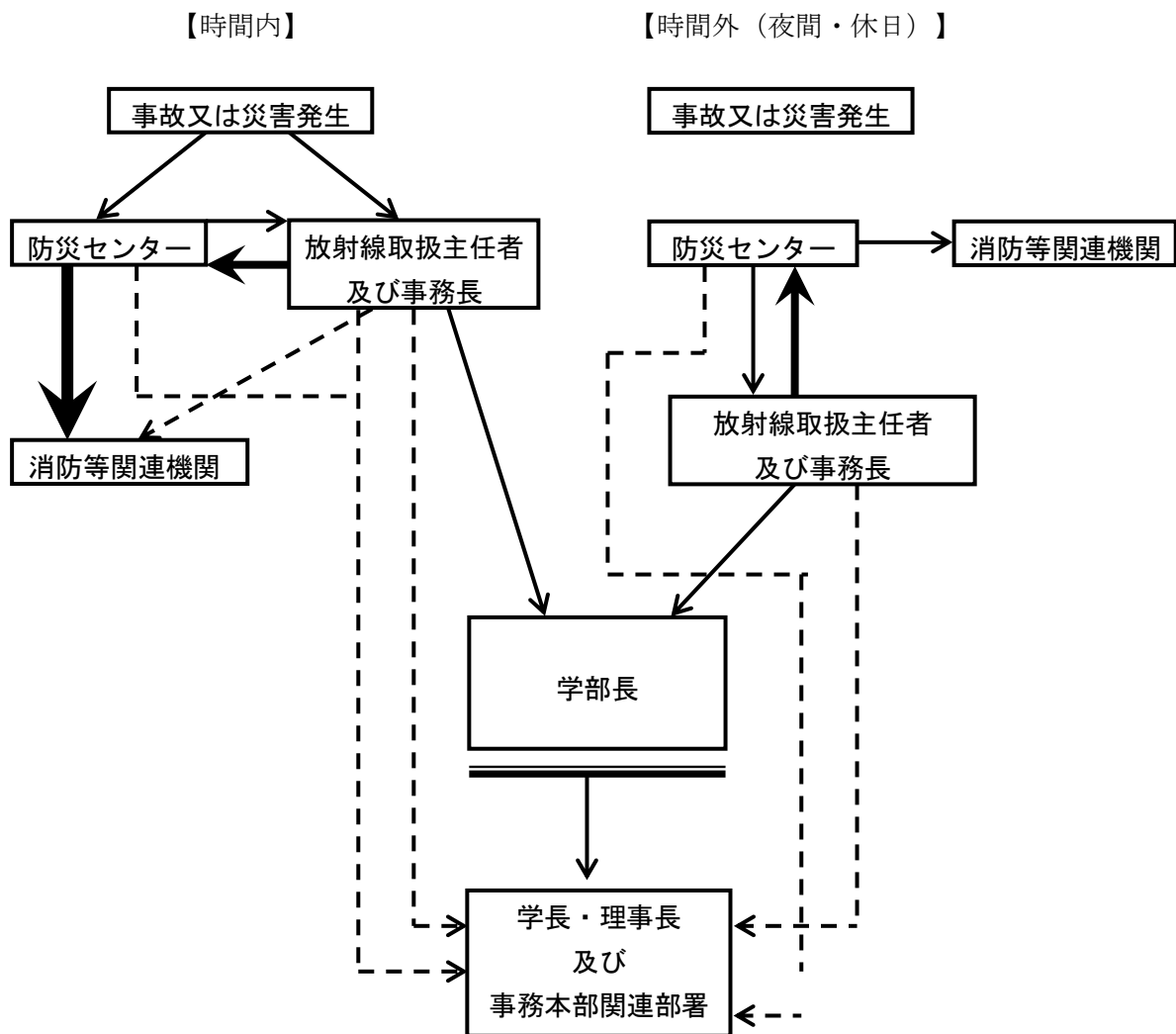
第40条 放射線施設内の諸設備及び放射性同位元素の使用、保管、運搬並びに廃棄に係わる事故、地震や火災等による災害（以下「災害」という。）が発生又はそのおそれのある場合は、状況に応じて次の措置要項に基づいて対処するものとする。

- (1) 事故、又は災害を発見した者は、委員会が承認した通報連絡体制に基づき防災センターに連絡

するとともに、被害の拡大防止に努める。

- (2) 前項の通報を受けた学部長等は必要に応じて警察署、消防署に通報するとともに遅滞なく原子力規制委員会又は国土交通大臣に届け出ると共に災害の予防、拡大防止の指示を与えること。
- (3) 放射線障害を受けた者、又はそのおそれのある者がいる場合は、直ちに救出し、また付近にいる者に避難するよう警告すること。
- (4) 余裕があれば放射性同位元素を必要に応じて安全な場所に移し、放射線障害を受けるおそれのある範囲に人がみだりに立ち入らないよう柵、標示、見張り人等を設けること。
- (5) 可及的速やかに委員会を招集し、対策を講ずること。

通報連絡体制



矢印は、

← 通報・報告

← 指示・依頼

臨機応変な対応を表す。

- ※1. 時間内とは、午前9時より午後5時までとする。
時間外とは、上記以外の時間及び休日をいう。
- ※2. 学部長は、監督官庁等への連絡を行うものとする。
- ※3. 防災センターの対処については、センターマニュアルによる。
ただし、緊急の場合は、この限りではない。

(措置後の点検と報告)

- 第41条 前条の事故又は災害が発生した場合は、管理室長及び事務長は、すみやかに第5章第16条の点検項目により、被害状況を点検するとともに、主任者を經由して学部長に報告しなければならない。学部長はその詳細を学長に報告しなければならない。学長は前条における処置とその詳細について、理事長に報告しなければならない。
- 2 学部長は、状況を判断して、直ちに警察署又は消防署に通報する。理事長は、遅滞なく原子力規制委員会等関係官庁に届け出なければならない。

第16章 報 告

(異常時の報告)

- 第42条 次の各号に掲げる事態が発生したとき、学部長はその旨を直ちに、さらにその状況及びそれに対する処置を10日以内に、それぞれ規程に従って原子力規制委員会、国土交通大臣又は県公安委員会等法の定めに従い報告しなければならない。
- (1) 放射性同位元素等の盗難、又は所在不明が発生した場合
 - (2) 放射性同位元素が異常に漏洩した場合
 - (3) 業務従事者について実効線量限度、又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくが発生した場合
 - (4) 前号の他放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合

(情報提供)

- 第42条の2 前項において事故等の報告を要する場合は、学校法人北里研究所危機管理規程及び学校法人北里研究所における不祥事・事故等の公表基準に従い、情報提供を行う。なお、外部からの問合せに対応するため、研究支援センター事務室に問合せ窓口を設置するものとする。
- 提供する情報は、原則として危機対策本部において決定する。
- 情報提供後の対応については、学校法人北里研究所情報公開規程に従って行う。

(定期報告)

- 第43条 管理室長は、毎年4月1日からその翌年の3月31日までの間について、放射線管理状況報告書を作成し、主任者・委員会を經由して、学部長に報告しなければならない。
- 2 学部長は、本報告書を当該期間の経過後3カ月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

第17章 補 則

(細則)

- 第44条 この放射線障害予防規程の細則については、委員会の審議を経て、学部長が別に定める。

(改廃手続)

第45条 この放射線障害予防規程の改廃については、委員会で審議し、学部長が決定する。

附 則

この規程は、平成10年4月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月28日から改正し、施行する。

附 則 (北学総第2019-01290号)

この規程は、2019年4月1日から改正し、施行する。

附 則 (北学総第2021-04694号)

この規程は、2021年8月1日から改正し、施行する。

(施行期日、適用)

1 この規程は、2022年7月19日から施行する。

【2022年度第4回理学部教授会(2022.7.19)承認】

2 前項の規定にかかわらず、第7条、第11条第2項第6号、第11条第5項、第17条第1項、第17条第2項及び第39条の規定は、2022年7月1日から適用する。